

更新が必要な場合は、次のとおり手続きしてください。

分類	手続きの方法	詳細
① マイナンバーカードの更新	窓口で申請	次の書類をお持ちのうえ、住民課窓口に来庁してください。 ・交付申請書 有効期限通知書の封筒に同封されています。 ・証明写真 縦4.5cm×横3.5cmで6か月以内に撮影したもの。来庁時に撮影することもできます。 ・本人確認書類 運転免許証、マイナンバーカードなど（有効期間内のもの） ※代理人による申請はできませんが、交付申請書の再交付を代理人が申請することはできます。委任状をお渡ししますので、一度住民課窓口に来庁してください。
	郵送で申請	交付申請書に必要事項を記入し、証明写真を貼付のうえ、返信用封筒に入れて郵送してください。
	オンライン申請	交付申請書に 申請書ID・二次元コード が記載されている場合は、パソコンやスマートフォンから申請できます。 詳しくはこちらから→ 
② 電子証明書の更新	本人が申請	次の書類をお持ちのうえ、住民課窓口に来庁してください。 ・マイナンバーカード ・カード交付時に設定した暗証番号
	代理人が申請	次の書類をお持ちのうえ、住民課窓口に来庁してください。 ・申請者本人のマイナンバーカード ・照会書兼回答書を封入封かんした封筒※ ・代理人の本人確認書類（マイナンバーカードや運転免許証など顔写真付きのもの） ※照会書兼回答書に必要事項を記載し、封入用封筒に入れて代理人にお渡しください。

交付申請書などを紛失した場合や暗証番号を忘れてしまった場合

本人が窓口申請する場合	窓口で再発行しますので、ほかの必要書類をお持ちになって来庁してください。
代理人が電子証明書の更新を申請する場合	必要書類をご案内しますので、 <u>下記までご連絡ください。</u>

更新したマイナンバーカードはいつから使えるの？

マイナンバーカードを更新した場合	1か月ほどで受け取ることができます。交付通知書が送付されますので、内容をご確認のうえ、住民課窓口に来庁してください。
電子証明書を更新した場合	申請したその日からマイナンバーカードそのものは使えますが、電子証明書の情報は翌日に反映されます。

問い合わせ先 住民課 戸籍保険グループ

